

別表第1

	指定場所	禁止行為		
	禁止場所	喫煙	裸火使用	危険物品 持ち込み
百貨店・マーケット 物品販売店舗 ※1	売 場	×	○	○
	通常顧客が出入りする部分	×	○	○
	通常顧客が出入りする部分 (屋外)	×	○	○
劇場・映画館・演芸場 観覧場 ※2 公会堂・集会場	舞 台	○	○	○
	客 席	×	○	○
	公衆の出入りする部分	＼	＼	○
屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	○	○
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影の用に供する部分	○	○	○
キャバレー・バー ナイトクラブ ※3 ダンスホール・飲食店	舞 台	○	○	○
	公衆の出入りする部分	＼	＼	○
車両の停車場	公衆の出入りする部分	＼	＼	○
自動車車庫・駐車場	駐車のに供する部分	×	×	＼
重要文化財	建造物の内部	○	○	○
	建造物の周囲	×	○	○

「×」禁止 「＼」禁止行為対象外 「○」解除承認対象

※1 百貨店等の用途として使用される部分（事務所や従業員食堂を含む。）の床面積の合計が、1,000㎡未満のものを除く。

※2 観覧場の客席の喫煙のうち、屋外の客席及び不燃材料で造られた客席を除く。

※3 飲食店等の用途として使用される公衆の出入りする部分の床面積の合計が150㎡以上のもの。